

農家経済における家計管理の諸問題

— 家族周期を中心に —

常 秋 美 作

1 はじめに

我々は生活共同体としての家族を形成し、かつ交換経済という社会構造の中で、日々の生活を営んでいる。今日、農家といえども、このような社会構造の中での生活であり、一般勤労者と原則的に何ら異なるところはない。ただ、農家世帯と一般勤労者世帯との違いは食糧の自給部分があるか、ないかの点だけである。

さて、生活共同体の経済的な側面いわゆる所得、消費、財産（資産・負債）を把握する方法は、家計簿、家庭簿記、家政簿記、家計簿記などと呼ばれる簿記である。しかも、個々の世帯で記帳されるこれらの簿記、あるいは公的な機関の調査（たとえば、農林水産省の「農家経済調査」、総務庁の「家計調査」など）で使用される簿記、いずれも、家計というものが一元的、一括的に管理されているものという前提に立脚したものである。また、本研究施設の調査研究で用いられる自計式農家経済簿記も、また、この例外ではない。

ところで、兼業農家世帯や共働き世帯の増加とともに、「家計の個別化」あるいは「家計管理の個別化」という現象が農家世帯、一般勤労者世帯を問わず、進行しているといっても過言でない。特に、一般的に3世代ないしは4世代で構成される農家世帯の場合、老夫婦による農業所得や年金の他に、若夫婦の共働き、時に子供（孫）の就業による農外所得がさらに加わり、一般勤労者世帯よりも家計の中味は一層複雑である。どの家族周期の段階にあるかによって異なるが、今や、農家世帯の場合はダブルインカムどころか、トリプル以上のインカムである。このことは、一つの屋根の下で生活を共にするとは言え、所得稼得者の複数化により、家計費や財産の管理が家族員の中で個別化し、一家にいくつかの「財布」の存在や「小遣い銭」の膨張を示唆する。

そこで、本稿では、家計の意味を吟味しながら、農家経済における家計簿または家庭簿記による家計管理の問題点を、フローの側面（所得、消費）とストックの側面（財産）とに分けて明確にしたい。このことは、一家に一つの財布を前提とする家計簿、家庭簿記の限界を明示化することであり、また、今日的な生活様式に符合する家計管理のあり方や経済学上の家計概念を再検討する動機になろう。

2 家計の概念

家計という用語は、使われる場面によってその意味するところが異なる。たとえば、農家経済を論ずる場合、故大槻正男博士はある時期まで「家計」を「消費」と同じ意義に使用していた。これは最終生産物の流れの過程で、生産経済としての企業に対する消費経済としての家計という意味であろう。しかし、家計は所得を獲得し、これを消費する経済であるから、以降、同博士は家計を所得と消費の両部面をもつものとして改められた。また、村尾勇之氏は「家計とは、個人や家族の経済活動の組織的営みの全体を、主として会計的側面から把握するときのよび方である」とされる。以下、家計とはどのような概念であるかについて検討する。

1) 通念上の家計

第1に、家計は血縁、擬血縁という人間関係を基礎にして結合された集団組織である。いわゆる親、子、孫、夫、妻、兄、弟、姉、妹などといった複数の人間からなる家族としての集団である。通常、これらの人間が同一の屋根の下で寝食（生計）を共にするのが一般的であり、特に、寝食を共にするという点を強調する場合は世帯概念で現される。この意味においては、家計も世帯も同義的である。この場合の家計は単なる社会構成上の識別単位の意味である。

第2に、上記のように、今日の寝食つまり家庭生活は貨幣所得を獲得し、これで財貨・サービスを購入消費しての生活である。このため、家計は「一家の所得と消費のやりくり」を意味し、経営、管理、統制、計画という行為的概念を含んだものとして使用されることが多い。家計は“household”ばかりでなく、時に“budget”に対応することがあるが、これは家計の意味の中に、行為的概念が含意されているからである。

2) 経済学上の家計

経済学上の家計は一つのまとまった消費行動の主体であると同時に、生産要素の供給主体を意味する。

まず、第1に、消費行動についてであるが、これに関する経済の純粋理論は、家計（集団組織単位）ではなく、個々人の行動を基礎に置いたものである。たとえば、効用理論では、個人の消費量とその個人の効用との関係、つまり個人の効用関数を導いている。しかし、経済分析においては、資料の制約もあってか、家計は集団組織であるにもかかわらず、あたかも一人の人格者であるがごとくにみなされている。実際には、家計を構成する各個人の効用関数は異なっているであろう。このように、消費行動に関して、理論と分析との間にギャップが認められるが、今日、家計は抽象的な一人の消費主体としての意味である。このギャップはしばしば「家計とそのメンバー」という形で議論される。

第2に、生産要素の内、資本と土地については、公有を除けば、貸借、債権・債務、出資・持分などの関係において、究極的には個人に帰属する。また、労働は個人そのものである。しかも、通常、この個人は家計という集団組織の一員である。ゆえに、経済学上、家計は資本については利子率水準を、土地については地価、地代水準を、労働については賃金水準を選択基

準として、各生産要素を供給する一つの主体であるものとみなされている。そして、資本家ないしは地主的家計の場合は利子率、地価、地代の水準が、勤労者家計の場合は賃金水準が問題となる。消費水準と労働供給との関係を明らかにした「ロンゲー有沢法則」においては、一つの経済主体としての家計が重要な分析単位となっている。

ともあれ、経済学上の家計は、集団組織ではあるが、消費及び生産要素供給の意思決定を行う一つの経済主体としての意味である。

3) 家庭経営上の家計

広義に、家庭経営とは家族内における人間関係、家事労働、生活時間、経済活動・状態などを包含した概念である。しかし、家計といった場合は、この内の経済活動・状態を意味し、また、村尾氏も先に指摘しているように「会計的」な概念も含まれる。ただし、ここで注意すべき点がある。

第1に、家計は上記のように一家の経済活動と状態を意味するが、一般的に収支という形で、経済活動すなわちフローの局面だけを意味する場合が多い。しかし、家計は決してこの局面ばかりでなく、経済状態すなわちストックの局面も含んだ概念である。言うまでもなく、このストックのかなりの部分は貯蓄＝投資という形で、生産要素としての資本の供給主体となるものである。

第2に、農家経済の分析においては、消費の局面だけをもって家計とすることが多い。これは上記の大槻博士の用語法にも見られるように、通常、農家経済は所得部面と消費部面に分けられ、前者は「経営“Betrieb”」、後者は「家政または家計“Haushalt”」というマクッス・ウェーバ流の考え方によるものであろう。「経営と家計」の分離といった場合も、この考え方を基本に「経営」は企業体として、「家計」は生活体として、それぞれ分離独立した経済主体を意味する。しかし、農家経済の場合、この二者が一体となった経済主体であるため、「経営」は生産＝所得獲得として、「家計」はもっぱら消費生活としての位置づけになる。従って、農家経済における家計の問題は、家計支出不いしは家計費だけが主たる問題となり、所得獲得については家計の問題から切り離される傾向にある。家計の問題は決して消費の局面だけでなく、農家の場合、広義には、農業経営も家計の問題である。

3 フロー管理

企業体にあつては、どの社員が、あるいはどの営業所が売上げようとも、支出しようとも、収支の一切は伝票などによって一括処理される。すなわち、会社の経理は最終的には「一つの財布」によって管理され、把握されているといっても過言ではない。ところが、家計にあつては、必ずしもこのような形で金銭の流れがすべて把握できるとは限らない。所得源が一家に一つである場合、たとえば、専業かつ核家族形態であるような農家の場合には比較的容易に把握できようが。以下、このフロー管理の問題を専業農家と兼業農家とに分けて検討する。合わせて、「小遣い銭」の問題についても検討する。

1) 専業農家

農家は親から子へ、子から孫へと継承され、一代限りの家族形態ではない。従って、ある時点で見る限り、専業農家といっても、2世代家族いわゆる核家族的な家族周期段階の農家もあれば、3世代、4世代で構成される農家もある。このことは、次に述べる兼業農家についても同様である。

第1に、核家族的な農家についてであるが、専業農家の所得源は農業経営による所得が基本的である。このため、複数の家族員が、たとえば、夫、妻、その子などが農業に従事するような家族周期段階でも、農業経営からの所得は「一つの財布」に納まり、一元的に把握できる。他方、入りが一口であるということは、あるルールを決めれば、出ずる財布の管理、把握を容易にする。たとえば、農業経営に関わる支出は夫の管理、生活に関わる支出は妻の管理というような役割ルールである。

第2に、専業農家でも、両親に年金収入や財産利用収入があるような家族周期段階の場合、親子夫婦の間で、金銭関係についての約束がない限り、一家としての収入、支出の正確な把握は困難である。すなわち、この約束とは、後継者が結婚し孫が誕生した場合や末っ子が独立した場合には、一家の経済管理の一切を後継者夫婦が行い、親夫婦は小遣い銭をもらいながら生活を共にするという約束である。農村社会では、地域によっては、このような約束を「財布譲り」、「世帯譲り」と呼ばれることがある。今一つの約束は後継者が結婚した場合、同一の屋敷内に新居を建て農業所得を親夫婦と後継者夫婦との間で按分し生計をまったく分離するという約束である。この場合は、農業経営は父子協業（共同）経営となり、世帯はそれぞれ独立した経済主体となり、収入、支出の管理把握は別々のものとなる。

第3に、後継者の兄弟姉妹（未婚）が同居し、これらの家族員の就業による収入がある農家の場合についてであるが、この場合の一家としての収入、支出の正確な管理把握は非常に困難である。このような場合、兄弟姉妹は自己の給与から一定額を食費として、定期的に一家の家計に納め、残りはまったく自己の管理とするケースが一般的であろう。また、本人以外の家族員はどれくらいの給与を得ているのかさえ知らないのが現状でもあろう。つまり、一家としての収入、支出には、このような部分が欠落するという問題である。ただ、近い将来、後継者以外の兄弟姉妹は独立することが予想されるため、このような家族周期段階の継続期間は比較的短期間となろう。

2) 兼業農家

兼業農家における収入、支出の管理把握の問題も、上記の専業農家の場合と類似している面が多い。しかし、兼業農家の中でも、一家に独立的な所得源が複数ある農家の場合、専業農家の場合よりも複雑な問題が生じる。

すなわち、世帯主兼業の農家の場合、農外所得が恒常的勤務によるものであろうとなかろうと、一家の生活は世帯主の農外所得と農業所得とで支えられ、「一つの財布に入り、一つの財布から出る」という管理形態が基本となり、従って、収支の把握も容易となる。なお、親の年

金収入や未だ独立していない同居の兄弟姉妹の所得についての問題は、上記の専業農家の場合と同様である。

しかし、兼業農家の中でも、後継者とその配偶者が、あるいは世帯主が恒常的に勤務している場合、一家としての収支の管理把握は複雑となる。否、その正確な把握はむしろ不可能に近いといった方が適切かも知れない。たとえば、世帯主が会社勤め、その妻が主に農業に従事し、そして、後継者（長男）が役場勤め、その妻が農協勤めというような家族周期の段階にある農家の場合である。つまり、一家に独立的な所得源が複数である場合であり、このような農家の事例はそれほど珍しいことではない。かつての「家または家族」制度下にあつては、このような場合でも、戸主（家長）が一家を統率し、一括した収支の管理把握が可能であつたであろう。

ところが、今日においては、個人主義がかなり浸透し、「自分達で得た所得は自分達で使う」という考え方が、また、特に若い共働きの核家族では、自分達ではなく、「自分で得た所得は自分で使う」という考え方が基本になりつつある。少なくとも、このような場合の農家は、世帯主夫婦と後継者夫婦のいずれかが生活費を全面的に賄うか、両夫婦間で生活費を分担し合うか、両夫婦間で臨機応変に生活費を賄うか、この内のいずれかの約束で、寝食を共にするであろう。いずれを採用するにしても、一家の生活に関わる支出についての管理把握は比較的容易となるが、所得についての把握はかなり困難である。あえて、一家の所得を正確に把握しようとすれば、両夫婦間のプライバシーを侵害することになり、家族の人間関係が悪化することが予想される。このことは、極端に言えば、一家に入る財布は二つ、生活費として出る財布は一つということである。

3) 小遣い銭の管理

「自由裁量支出または自由裁量取引“discretionary transaction”」という概念がある。これは、個人や家庭（家計）が、いつ、どこで、何を、どれだけの量を、どれだけの値段で購入支出するか、また、どれだけの金額を貯蓄に振り向けるかは、他の経済主体から拘束されることなく、自由裁量によって支出できる支出を意味する。逆に言えば、所得から税金や社会的な費用などの強制的支出を控除した可処分所得に対応する概念でもある。たとえば、食欲をパンで満たそうと、ご飯で満たそうと、他人がこれに口をはさむ余地はなく、この選択はまったく自由裁量である。しかし、人間の生存という次元からすれば、パンであれ、ご飯であれ、一定の支出は必ず必要である。この意味において、この種の財いわゆる生活必需財の購入に際しては、その質の選択は自由裁量であるが、その量については拘束的である。従って、完全な意味での自由裁量支出は「小遣い銭」という形の支出であろう。

さて、通常、家計の帳簿上、小遣い銭という支出は、そのまま「小遣い銭」あるいは「雑費」、「その他」、「職業費」などの勘定科目（以下、費目という）で処理される。また、帳簿上、ある金額がこれらの費目に記帳されれば、その記帳金額は当該の家計から支出され、存在しないことを意味する。たとえば、子供に定期的に小遣い銭1,000円を渡すとすれば、渡した時点で、この1,000円は家計から支出されたものとなる。しかし、この1,000円は、渡した時点では家計

の財布から子供の財布に移転しただけであって、現実的には、これ以降に鉛筆、漫画本、菓子などの購入に支出されるであろう。小遣い銭とは事前のないしは予算的なものであり、それが実際に支出されるまでは、家族のどれかの財布の中に存在するはずである。

以上のことは、子供ばかりでなく、大人つまり夫や妻などの小遣い銭についても同様である。ここで、家計として小遣い銭の管理、把握の問題が生じることとなる。

すなわち、家計の帳簿上、「小遣い銭」として支出し、各家族員の財布に入った後、その実際の支出を一切不問とするか、あるいはその用途、日付を記帳するか、問題はこのいずれを選択するかである。前者の場合、小遣い銭は各家族員にとってまったくの自由裁量支出となり、後者の場合、家計に用途と日付を報告することになるため、自由裁量とはいえ、心理的な制約を受けることになる。たとえば、先の例で、母親が子供に小遣い銭1,000円の使い道を詳細に聞いたですとするならば、子供は母親の顔を浮かべながらの買物になろう。このことは、親子の間ばかりでなく、夫婦の間においても同様の心理が働くであろう。もし、家族の中であっても、各人のプライバシーを尊重すべきとするならば、前者つまり小遣い銭の用途を不問にするという処理になる。むしろ、この方が家族員の円滑な人間関係が期待できるものと考えられる。

ただ、この場合、次のような問題が新たに生じることとなる。かつては、一般的に「ほんの小遣い銭程度」といわれるように、一家全体の支出に占めるこの金額の割合は僅かであった。しかし、上記の兼業農家の例のように、昨今に見られる女性の職場進出、平均寿命の伸びなどを背景に、一家の所得源が複数化してきている。このことは各家族員がお互いに小遣い銭を潤沢にする方向に作用し、しかも、この小遣い銭の中から、昼食代、通勤代、散髪代、酒代、旅行代、ゴルフ代などが支出される傾向にある。伝統的な一家の家計簿を想定するならば、これらの支出はそれぞれの費目に仕訳される。しかし、今、小遣い銭の用途を不問とするならば、その絶対金額については把握できるが、費目別の支出額は把握できない。このような処理に基づくエンゲル係数は、昼食代を含まない係数を計算したことになる。このことは、学校給食費が食費か、教育費かの問題と同様、家計分析上、重要な問題の一つとなる。

4 ストック管理

ストックの管理は上記のフローの管理と密接な関係にある。なぜならば、可処分所得（収入）＝消費（支出）＋貯蓄（支出）において、所得としての収入と消費としての支出の管理方法が決まれば、貯蓄としてのそれも自動的に決まるからである。これらの3つの要素は独立的不であるという訳ではない。

さて、貯蓄とは何かについては種々の考え方があるが、ここでは、現金、預貯金、信託、株式などの金融的資産、土地、住宅、大型耐久消費財などの物的資産、及び割賦残債、借金などの負債であり、いわゆる広義の財産として貯蓄を考えることにする。また、農家財産の内、農業生産用の財産を分離せしめ、この管理把握は主として農業経営主が担当しているものとする。もちろん、運用上、農業生産用と生活用の財産が相互に関連していることは言うまでもない。

ところで、上記のように、所得としての収入と消費としての支出を一元的、一括的に管理把握している農家の場合は、財産としての支出も、支出後の財産の管理把握も一元的、一括的となる。また、物的な資産についても、その取得やその後の維持管理の支出は比較的高額であると同時に、家族全員の共同的使用になるため、どのような家族周期の段階にあらうとも、家族員の協議による管理となり、その支出金額の把握も容易となろう。むしろ、問題は、複数の家族員がそれぞれの所得を得ているような農家の場合で、かつ金融的な資産と負債の管理把握であらう。以下、この兩者について検討する。

1) 金融的資産

所得を得ている各家族員が自分の給与を、一旦、一家の家計に全額を渡し、その後、小遣い銭として受け取るような場合は、金融的資産のみならず、次に述べる負債についても、その管理把握は容易となろう。いわゆる、フローについても、ストックについても、一家としての家計管理とその把握は一元的、一括的となる。しかし、各自の給与から一定額を生活費として一家の家計に拠出し、その後は小遣いに使おうと、預貯金にしよう、それを各自の自由裁量としているような場合、一家としての金融的資産の有高把握は困難である。つまり、家族員がお互いに「へそくり金」を持ち合い、一家にいくつもの独立的な財布があるということである。ともあれ、このような場合、その有高の判明は相続の時くらいであり、金融的資産の把握の限界は、所得、消費の場合よりも大きいものと考えられる。

2) 負債

長期かつ多額の負債については、比較的その管理把握は容易である。なぜならば、通常、この種の借金は住宅の新築、改装、あるいは自家用車の購入の場合であり、契約上、返済名義人や返済方法などが明確であるからである。一家として、負債の管理把握が困難な場合は、キャッシュレス購入、いわゆる比較的少額の割賦購入やクレジット購入による支出である。この場合、一元的な家計管理を前提としても、見落としがちである。ましてや、複数の所得源の農家においては、知るのは本人だけで、だれが、いつ、月賦購入したのか、分からないことが多いであらう。たとえば、若夫婦がテレビを月賦購入したものの、親夫婦は現金購入したものと思っているような場合である。いずれにしても、一家としての負債の管理把握は長期かつ多額の借金よりも、割賦、クレジット購入による残債の方が困難であるものと考えられる。

5 結 び

今、核家族を想定しても、夫婦共働きの世帯がかなり増え、一家の収入、支出、財産の、いわゆる家計の一元的、一括的な管理把握は非常に困難であり、家計簿で記録計算できる範囲に限界があるとされる。ましてや、農家世帯にあっては、3～4世代で構成され、農家所得は農業所得ばかりでなく、何人かによる農外所得を得ている場合が多い。このようなケースは家族周期の移行段階で顕著である。極端な場合には、家族全員が所得を得ているという農家もあり得るであらう。特に、このような状況で、一元的、一括的な管理把握を前提とする家計簿は不

可能に近い。にもかかわらず、家族は一つ屋根の下で、寝食を共にした共同生活を営んでいる。従って、家計の管理及びその把握は家族全員に共通する部分、たとえば、食費や住居費などに限定され、家計簿の結果が一家のすべてではないということになる。もし、あえて、それぞれが得た所得を一家の一つの財布に納め、その後、各人の小遣い銭や家族の生活費、財産として支出するならば、家族内の人間関係は悪化することも予想される。個人主義がかなり浸透しつつある昨今においては、俗にいう「へそくり」をお互いに持ち合うこと了承しなければならぬ。このことは円満な家族経営となり、明日からの労働意欲の源となろう。まさに「へそくりの妙味」である。また、経済学上、一つの経済主体という「家計」の概念を再検討しなければならないであろう。

参考・引用文献

- [1] 小林綏枝「家計管理の個別化をめぐる」、『国民生活研究』、1～16頁、第24巻第2号、1984年9月。
- [2] 大槻正男著『農業経営学の基礎概念』、養賢堂、90頁、1954年。
- [3] 村尾勇之「家計と国民経済」、『家庭科教育事典』、実教出版、128～129頁、1992年。
- [4] 小尾恵一郎「経済学における家計について」、『経済セミナー』、22～28頁、No.324、1982年1月。
- [5] 常秋美作『農家経営と会計』、4～26頁、農林統計協会、1992年。
- [6] 貝原基介「会計実体と農業の会計」、『農業計算学研究』、1～8頁、第3号、1969年。
- [7] 石川弘義、原田勝弘訳『欲望の心理経済学』、80～97頁、ダイヤモンド社、1977年。
- [8] 溝口敏行『家計の貯蓄と資産』、6～30頁、日本統計協会、1989年。
- [9] 神崎博愛『農家家計経済の研究』、養賢堂、1955年。
- [10] 阿部亮耳「わが国の家計簿に関する一考察」、『農業計算学研究』、14～24頁、第15号、1982年。